

2024年 7月改訂

貯法 気密容器

動物用医薬品

リニアC10・カチオン系消毒薬
使用基準

承認指令書番号 4動薬第2757号

アストップ[®]200

18L

成分及び分量:100mL中に塩化ジデシルジメチルアンモニウム20g含有

効能又は効果:Ⅰ 畜産領域

- 1.畜・鶏舎の消毒
- 2.畜・鶏体の消毒
- 3.伝染病発生時の鶏の飲水の消毒
- 4.搾乳器具・ふ卵器具の消毒
- 5.乳房・乳頭の消毒
- 6.種卵卵殻の消毒
- 7.発泡機を用いた畜・鶏舎の発泡消毒

Ⅱ 家畜診療領域

- 1.診療器具の消毒
- 2.繁殖用器具器械の消毒
- 3.外傷部位の消毒
- 4.手術部位の消毒

用法及び用量

Ⅰ. 畜産領域

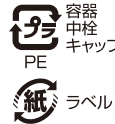
1. 効果が認められるウイルス類等を対象とした畜・鶏舎の消毒:有効成分として0.005~0.02%(アストップ200として4,000~1,000倍希釈)となる水溶液、若しくは希釈した液に水酸化ナトリウム又は水酸化カリウムを0.05~0.1%濃度となるよう添加・溶解した液を床面又は壁に適量散布するか、又はそれらの液で洗浄若しくは清拭する。
2. 畜・鶏体の消毒:以下の希釈水溶液を畜・鶏体に直接噴霧する。
鶏:有効成分として0.00333~0.02%(アストップ200として6,000~1,000倍希釈)
豚:有効成分として0.00333~0.02%(アストップ200として6,000~1,000倍希釈)
牛:有効成分として0.005~0.02%(アストップ200として4,000~1,000倍希釈)
畜体表面の真菌の消毒には、有効成分として0.05~0.1%(アストップ200として400~200倍希釈)となる温湯液を畜体に直接噴霧する。
3. 伝染病発生時の鶏の飲水の消毒:有効成分として0.00125~0.00167%(アストップ200として16,000~12,000倍希釈)となるように鶏の飲水に希釈して用いる。
4. 搾乳器具・ふ卵器具の消毒:有効成分として0.00333~0.02%(アストップ200として6,000~1,000倍希釈)となる水溶液を適量散布するか、又は有効成分として0.01~0.02%(アストップ200として2,000~1,000倍希釈)となる水溶液に20分間以上浸漬する。
5. 乳房・乳頭の消毒:有効成分として0.005~0.01%(アストップ200として4,000~2,000倍希釈)となる水溶液で清拭又は洗浄する。
6. 種卵卵殻の消毒:有効成分として0.005~0.02%(アストップ200として4,000~1,000倍希釈)となる水溶液を噴霧するか、又は有効成分として0.02~0.04%(アストップ200として1,000~500倍希釈)となる水溶液で清拭する。
7. 発泡機を用いた畜・鶏舎の発泡消毒:有効成分として0.1~0.2%(アストップ200として200~100倍希釈)となる水溶液を、発泡機を用いて均一に散布する。

Ⅱ. 家畜診療領域

1. 診療器具の消毒:有効成分として0.00333~0.02%(アストップ200として6,000~1,000倍希釈)となる水溶液を適量散布するか、又は有効成分として0.01~0.02%(アストップ200として2,000~1,000倍希釈)となる水溶液に20分間以上浸漬する。
2. 繁殖用器具器械の消毒:有効成分として0.01~0.02%(アストップ200として2,000~1,000倍希釈)となる水溶液に、30分間以上浸漬するか、又は有効成分として0.02~0.1%(アストップ200として1,000~200倍希釈)となる水溶液で清拭する。
3. 外傷部位の消毒:有効成分として0.005~0.025%(アストップ200として4,000~800倍希釈)となる水溶液で適宜湿布、清拭又は洗浄する。
4. 手術部位の消毒:有効成分として0.005~0.025%(アストップ200として4,000~800倍希釈)となる水溶液で適宜湿布、清拭又は洗浄する。

×のむときけん
子供の手の届くところに置かない

EATP2M-D
2407



アストップ[®]200

18L

使用上の注意 (基本的事項)

1 守らなければならないこと

【一般的な注意】

- (1) 本剤は効能・効果において定められた目的にのみ使用すること。
- (2) 本剤は定められた用法・用量を厳守すること。
- (3) 本剤を牛、馬、豚、緋、山羊、鶏に直接噴霧する場合は、本剤投与後、下記の期間は食用に供する目的で出荷等を行わないこと。
牛、馬、豚、緋・山羊：5日間 鶏：3日間
- (4) 本剤を鶏の飲水に希釈して経口投与する場合は、「使用基準」の定めるところにより使用すること。

注意：本剤は、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第83条の4の規定に基づき上記の用法及び用量を含めて使用者が遵守すべき基準が定められた動物用医薬品です。使用対象動物〔鶏（飲水に希釈して経口投与する場合）〕について上記の用法及び用量並びに次の使用禁止期間を遵守してください。
鶏（飲水に希釈して経口投与する場合）：食用に供するために殺する前5日間

【使用者に対する注意】

- (1) 散布または噴霧中には、マスク、ゴーグル、ゴム手袋等の保護具を必ず着用し、薬液を吸い込んだり、眼や皮膚に付着しないように注意すること。
- (2) 発泡消毒に用いる希釈液は濃厚液であるので、特に注意して作業すること。
- (3) 消毒作業をする際は換気に十分注意すること。密閉した畜舎等での作業や長時間にわたる連続作業は避けること。
- (4) 使用後は手指等を水でよく洗い、よくうがいすること。
- (5) 本剤または本剤の濃厚希釈液が皮膚、眼、飲食物、飼料、被服、小児のおもちゃ等に直接かからないように注意すること。万一、皮膚や眼に付着した場合には、水でよく洗うこと。
- (6) 水酸化ナトリウムまたは水酸化カリウムを添加・溶解するときには、ゴム手袋をはめて、水酸化ナトリウムまたは水酸化カリウムに直接手が触れないようにすること。万一、眼に入った場合は、直ちに多量の水で洗ったのち医師の処置を受けること。

【対象動物等に関する注意】

- (1) 本剤は伝染病発生時の飲水消毒以外、経口投与しないこと。
- (2) 畜・鶏体への噴霧により眼粘膜等を刺激することもあるので、注意して使用すること。
- (3) 乳房・乳頭の消毒により皮膚等を刺激することもあるので、注意して使用すること。
- (4) 生ワクチン接種前後の飲水消毒は、給水パイプ内等に薬液が残存してワクチンウイルスを死滅させたり、鶏体内でのワクチンウイルス増殖に影響を及ぼすことがあるので、十分に間隔(3日以上)をあけて行うこと。
- (5) 消毒後の乳房・乳頭は、牛乳中に薬液が混入しないよう搾乳前によく洗浄すること。
- (6) 手術部位等の消毒後に包帯をする場合は、通気性に十分注意すること。

【取扱い及び廃棄のための注意】

- (1) 発泡消毒を行う場合は専用の器械を用いて行い、被消毒面が均一に泡で覆われるように散布すること。また、泡の保持時間が床等の水平面で30分程度、壁等の垂直面で1～2分程度以上となるように被消毒面に泡を付着させること。
- (2) 希釈液を調製する場合は、次のことに特に注意すること。
 - ① 希釈液は使用の都度調製すること。また、希釈液に水酸化ナトリウムまたは水酸化カリウムを添加・溶解する場合は、時間の経過とともに大気中の炭酸ガスを吸収してアルカリ性が弱まるので、速やかに使いきること。
 - ② 薬液槽等の容器に希釈用水を用意し、本剤の必要量を計量カップ等で換算の上容器に入れ、攪拌棒等を使いよく攪拌すること。（直接手指でかき混ぜないこと。）
 - ③ 鉄、亜鉛、ブリキ等の金属容器によっては腐食することがあるので、プラスチック製またはステンレス製の容器等で調製すること。
 - ④ 調製に使用する容器は、あらかじめ十分に水洗しておくこと。

EATP2M-D
2407

- (3) 本剤は、油脂や他の薬品類と直接接触させないこと。また、殺虫剤や他の消毒剤と混用しないこと。
- (4) 鉄、亜鉛、ブリキ等は腐食させることがあるので、注意して使用すること。
- (5) 有機物質等（家畜の排泄物、血液、牛乳等）は消毒効果に影響を与えるので、希釈液中への混入は避けること。また、使用前にはできるだけ水洗を行い、特に畜舎の床等はブラシ洗った後に消毒を行うこと。
- (6) 散布または噴霧に用いた器材は、作業終了後よく水洗すること。
- (7) 消毒後の搾乳用具は、牛乳中に薬液が混入しないよう十分に水洗すること。
- (8) 汚水処理施設の機能を損なう（細菌が死滅する）おそれがあるので、本剤または本剤の濃厚液が活性汚泥法による汚水処理施設等に直接流入しないように注意すること。
- (9) 本剤または本剤の濃厚希釈液が、魚類の生息する河川、湖沼等に直接流入しないよう環境に配慮すること。
- (10) 小児の手の届かないところに保管すること。
- (11) 本剤の保管にあたっては、品質を保持するため、直射日光、高温及び多湿を避けること。
- (12) 誤用を避け、品質を保持するため、他の容器に入れかえないこと。
- (13) 誤用の危険性があるため、食品用の容器に小分けして使用又は保管しないこと。
- (14) 使用済みの容器は、地方公共団体条例等に従い処分すること。
- (15) 本剤を廃棄する際は、環境や水系を汚染しないように注意し、地方公共団体条例等に従い処分すること。

2 使用に際して気を付けること

【使用者に対する注意】

- (1) 本剤または本剤の希釈液を誤飲しないように注意すること。万一、誤飲したときは、直ちに嘔吐して、医師の診察を受けること。
- (2) 万一、本剤が皮膚や眼についた時は水でよく洗い落とし、医師の診察を受けること。
- (3) アレルギー体質者等で、発赤、掻痒感等の過敏症状が現れた場合には、直ちに使用を中止すること。

【対象動物等に関する注意】

- (1) 副作用が認められた場合には、速やかに獣医師の診察を受けること。

【取扱以上の注意】

- (1) 本剤または本剤の濃厚希釈液が植物に直接かからないようにすること。
- (2) 低温環境下では消毒効果が低下するとの報告がある。

注意—使用基準の定めるところにより使用すること

【製品情報お問い合わせ先】

明治アニマルヘルス株式会社 営業部
〒860-0083 熊本市北区大窪一丁目6番1号
TEL:096(345)6505 FAX:096(345)7879
<https://www.vet.meiji.com/>

添付文書情報



製造販売元

meiji 明治アニマルヘルス株式会社
東京都港区東新橋一丁目9番2号

獣医師、薬剤師等の医薬関係者は、本剤による副作用などによると疑われる疾病、障害若しくは死亡の発生又は本剤の使用によるものと疑われる感染症の発症に関する事項を知った場合において、保健衛生上の危害の発生又は拡大を防止するために必要があると認めるときは、上記【製品情報お問い合わせ先】に連絡するとともに、農林水産省動物医薬品検査所（<https://www.maff.go.jp/nval/iyakutou/fukusayo/sousa/index.html>）にも報告をお願いします。

使用の期限

製造番号 **EATP2M**